

## 役員を選任に関する規程

### 第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）の定款第6章及び本連盟規程第5章に定める役員を選任にかかる適正な手続きを定めることを目的とする。

### 第2条【役員要件】

役員は、次の各号に定める要件を満たす者でなければならない。

- (1) 就任時においてその年齢が75歳未満であること
  - (2) 本連盟の設立趣旨、理念および活動指針に深い見識を有し、これらの推進に相応しい人格を有していること
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条に定める欠格事由に該当するものは、役員となることはできない。

### 第3条【外部理事】

外部理事とは、最初に本連盟の理事に就任する時点で、本連盟と下記各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 以下に掲げる事項のいずれかに該当する本連盟と緊密な関係がある者
    - ① 過去4年間の間に本連盟の役職員又は評議員であった者
    - ② 本連盟の支部、加盟団体の役職者である者
    - ③ 本連盟の役員親族（4親等以内）である者
  - (2) 軟式野球の全国大会で、3位以内になるチームに所属するなど特に高い競技実績を有する者
  - (3) 指導するチームが、全国大会で入賞するなど、軟式野球競技の高い指導実績を有する者
- 2 前項の各号に該当するものであっても、法務、会計、ビジネス、医学、軟式野球以外の競技に関する知識等の専門的知見を有し、その専門的知見による貢献を期待して任用された場合は、外部理事として位置付けることができるものとする。

### 第4条【役員構成】

理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で役員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）が選定する。

- (1) 本連盟規程第4条に定める各ブロックが推薦する者 9名以内
  - (2) 理事会が互選により推薦する者 11名以内
- 2 前項(2)の理事候補者のうち、少なくとも3名は外部理事でなければならない。
- 3 監事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で選定委員会が選定する。

- (1) 本連盟規程第4条に定める各ブロックが推薦する者 1名
- (2) 理事会が互選により推薦する者 1名

#### 第5条【推薦役員の報告事項】

前条1項(1)に規定するブロックが推薦する理事候補者及び同条3項(1)に規定するブロックが推薦する監事候補者については、予め定められた期日までに各ブロックにおいて公平・適性に候補者の選出を行い、下記について記載した書面をもって選定委員会に報告しなければならない。

- (1) 候補者の略歴と所属支部または所属ブロックの役職等
  - (2) 候補者の兼職状況
  - (3) 候補者の推薦理由
- 2 前条1項(2)に規定する理事候補者及び同条3項(2)に規定する監事候補者については、理事会に於いて公平に審議し、下記について記載した書面をもって選定委員会に報告しなければならない。
- (1) 候補者の略歴
  - (2) 候補者の推薦理由

#### 第6条【役員候補者選定委員会】

選定委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員の候補者の資質、能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる役員の構成の実現を図る事を任務とする。

2 選定委員会は、次の役員候補者選定委員(以下、選定委員という)合計5名をもって構成する。

- (1) 監事 1名
- (2) 評議員 2名
- (3) 本連盟に法務のサポートを日常的に実施している弁護士 1名
- (4) 本連盟から完全に独立した立場にある有識者 1名

3 委員は、理事会の承認を得て、選定委員会の開催の都度、会長が委嘱する。

4 選定委員会の委員長は委員の互選により定める。

#### 第7条【情報提供】

会長は選定委員会における審議に当たり、次の各号のほか、当該候補者を役員候補者として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当該法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

#### 第8条【決議】

- 1 選定委員会の決議は、選定委員総数の過半数をもって行う。
- 2 前項の決議は、役員候補者全員を1名ずつ行う。
- 3 候補者が選定委員である場合は、選定委員はその決議をすることはできない。

#### 第9条【委員会の開催等】

役員選定委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員選定委員会の議長は委員長がこれにあたる。

#### 第10条【役員候補者名簿】

役員選定委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿及び議事録を作成し、理事会に報告する。

- 2 理事会は役員候補者名簿の役員候補者を評議員会の決議に付議しなければならない。

#### 第11条【日当及び費用】

本連盟が役員選定委員に、委員会の出席を依頼するときは、別に定める役員旅費規程に基づき支給する日当、雑費を支払うことができる。

- 2 本連盟は、役員選定委員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

#### 第12条【スポーツ団体ガバナンスコードとの関係】

本連盟は、出来るだけ早期に、スポーツ庁によるスポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け、令和元年度6月10日）原則2に規定する事項の遵守を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成とすることを務めていくものとする。

#### 第14条【規程の改正】

本規程の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

#### 【施行】

本規程は、令和3年8月6日から施行する。

なお、本規程の施行をもって、役員推薦規則及び役員の年齢に関する内規は廃止する。